

会 議 開 催 案 内

令和4年度 第2回釜石市社会教育委員会議を次のとおり開催します。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴するものとします。

令和5年3月15日

(審議会等名称 釜石市社会教育委員会議)

- 1 日 時 令和5年3月16日(木) 13時30分～15時
- 2 場 所 中妻地区生活応援センター
- 3 協議事項
 - ・令和4年度釜石市生涯学習事業の実施状況について
 - ・令和5年度釜石市生涯学習事業計画の概要について
 - ・社会教育関係団体に対する令和4年度補助金の交付状況について
 - ・その他
- 4 傍聴定員 3人
- 5 傍聴要領 別紙のとおり
- 6 問い合わせ 釜石市 市民生活部 まちづくり課
電話 27-8454

傍 聴 要 領

(審議会等名称 釜石市社会教育委員会議)

1 傍聴する場合の手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開会予定時間までに会場にお越しの上、受付で氏名及び住所を記入し、委員会議長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 受付開始時間は、当日の13時からです。
- (3) 受付は先着順で行い、定員になり次第受付を終了します。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、委員会の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。
- (6) 会議の傍聴を希望する際、多人数が集まる場であることから、マスクの着用にご協力をお願いします。